

山梨県インターネット動画広報業務委託企画提案募集要項

次のとおり、「山梨県インターネット動画広報業務委託」に係る企画提案を公募する。

1 業務の目的

本県の魅力を伝える動画を制作し、県の公式 YouTube チャンネルで配信するとともに、様々なメディアを活用したPRを行うことにより、テレビ視聴時間の少ない県内外の若年層に県の魅力や情報を伝える。また、併せて県の公式 YouTube チャンネルの登録者数の増加を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名称
山梨県インターネット動画広報業務委託
- (2) 業務内容
別紙1「山梨県インターネット動画広報業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託業務費用の上限額
金22,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）に定める競争入札に参加することができる者又は名簿に登載見込みの者であること。
※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先
(郵便番号) 400-8501
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
(電話番号) 055-223-1395
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 平成27年度以降において、国、地方公共団体、公益財団法人等から同種又は類似の業務を受託した実績を有する者のあること。

4 企画提案募集等に関する事項

- (1) 担当部署
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県 知事政策局 広聴広報グループ
電話：055-223-1338
メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 公告日 | 令和2年5月11日(月) |
| ② 実施要項等の交付開始 | 令和2年5月11日(月) |
| ③ 企画提案応募資格確認申請書の提出期限 | 令和2年5月25日(月) |
| ④ 企画提案に係る質問の受付期限 | 令和2年5月25日(月) |
| ⑤ 企画提案書の提出期限 | 令和2年6月15日(月) |
| ⑥ 審査及びプレゼンテーションの実施 | 令和2年7月2日(木) |
| ⑦ 採用事業者の決定・委託契約締結 | 令和2年7月上旬 |

(3) 実施要項等の配付

- ① 配付期限 令和2年5月21日(木)
土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 配付場所 山梨県知事政策局 広聴広報グループ
上記の他、県のホームページからダウンロード可能

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。
- ② 申請書の提出期限及び場所
[提出期限] 令和2年5月25日(月)午後5時必着
[提出方法] 持参又は郵送
※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館3階)
山梨県知事政策局 広聴広報グループ
- ③ 申請書には次の書類を添付して提出すること。
ア 3(3)を証した書類の写し
※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成14年2月28日山梨県告示第64号)により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。
イ 誓約書(様式2)
ウ 過去5年間の同種または類似業務の実績(様式3)
- ④ 提出期間までに県が申請書を受理できない場合は、応募することはできない。
- ⑤ 応募資格確認結果は、すべての申請者に対して郵便により通知する。
- ⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(5) 企画提案に関する質問の受付

実施要項等に関する質問は、企画提案に関する質問書(様式4)により受け付ける。

- ① 受付期限 令和2年5月25日(月)午後5時必着
- ② 質問方法 電子メールで送信すること。
電子メールの件名は「山梨県インターネット動画プロポーザル質問」と記すこと。
メールアドレス: koucho@pref.yamanashi.lg.jp
- ③ 回答方法 質問に関する回答は一覧形式で作成し、申請書の確認を受けた者全員に対して電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は令和2年6月1日(月)午後5時までにまとめて行う。また、ホームページに掲載する。
- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(6) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからウまでの書類（以下「企画提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案概要（様式5）・・・・・・・・・・10部（コピーでも可）
企画提案概要に記載する項目について、具体案が次のイ 企画提案書（様式自由）のなかのいずれに記載があるかを明記すること。

イ 企画提案書（様式自由）・・・・・・・・・・10部
企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。
A4判両面印刷、縦型横書き左綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折り込みとする。枚数は、表紙、裏表紙を含めて32ページ以内とすること。

日本語表記で11ポイント以上であること。

以下の事項を記載すること。

- A：全体コンセプト
- B：目標チャンネル登録者数、視聴回数
- C：動画の内容（全16本の題名及び概要）
- D：目標チャンネル登録者数、視聴回数を達成するための方法
 - ・起用するインフルエンサーの氏名及びフォロワー数等の概要
 - ・PRの具体的な内容（メディア毎に回数等を記入すること） など
- E：県民ユーチューバー発掘の概要
- F：工程
- G：業務の実施体制（人員配置・配置予定者）

ウ 企画提案書[契約希望金額]（様式5-1）・・ 1部

エ 法人の概要書・・・・・・・・・・ 1部
様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

オ サンプル映像DVD・・・・・・・・・・ 1部
過去に制作した自治体等をPRした動画、またはそれに準ずる映像を1本以上提出すること。※提出はDVD-video形式及びmp4形式でそれぞれ別のディスクに記録したものとする。

② 企画提案書等の提出期限

[提出期限] 令和2年6月15日（月）午後5時必着

[提出方法] 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県知事政策局 広聴広報グループ

- ③ 提出期限までに山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

(7) 企画提案の無効

「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 実施要項の規定に反した提案
- ② 「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超える提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法及び結果の通知

山梨県インターネット動画広報業務委託に係る企画提案審査委員会において、下記(2)の評価項目により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

プロポーザル参加者が4者を超える場合は、審査委員会において、企画プロポーザル提案書等による審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位に評価された4者により、委員会において、企画プロポーザル提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。

プロポーザル参加者が4者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての意義申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	①基本方針・全体コンセプト ②目標チャンネル登録者数、視聴回数 ③動画の内容 ④目標チャンネル登録者数、視聴回数を達成するための方法 ⑤効果的なPR方法、県民ユーチューバーの発掘 など
業務の実施体制	⑥工程、人員配置の妥当性、配置予定者の専門性・実績

(3) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

(4) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。

(5) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を文書にて通知する。

(6) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(7) 非特定理由に関する事項

委託候補者として特定されなかった者は、5(5)の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

6 プレゼンテーションの実施

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時・場所

令和2年7月2日(木)を予定

時間及び場所は企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書面審査のみとする場合もある。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

50分程度(提案書説明30分、質疑応答20分)

提案書説明については、30分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(3) プレゼンテーションの順番等

企画提案書等の提出順により決定する。プレゼンテーション当日は、開始時間15分前までに控え室に入室すること。

(4) その他

① プレゼンテーションは、非公開とする。

② 企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、入室は4名以内とする。

③ 会場には県側でプロジェクター及びスクリーンを用意するが、自前のプロジェクターの持ち込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。

④ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は特定から除外する。

⑤ プレゼンテーションは、提出された資料(サンプル映像DVDを含む)をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (4) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。